

現物取引 取引ルール

特長	取引ルール	手数料	取引時間	配当金	入出庫	現物取引Q&A
<ul style="list-style-type: none">1. 完全前受制度2. 取扱銘柄3. 注文方法4. 注文時間・取引経路5. 注文変更・取消6. 注文失効	<ul style="list-style-type: none">7. 買付代金即日徴収銘柄について8. 内出来について9. 約定照会について10. 売買単位11. 取引上限12. 日計り取引について	<ul style="list-style-type: none">13. 比例配分ルールについて14. 上場投資信託・上場投資証券15. 特定口座制度16. 取得単価の計算方法				

1. 完全前受制度

当社は「完全前受制度」を採用しています。買付の場合は「現物買付余力」の範囲内で、売付の場合は「売却可能数量」の範囲内で注文をお受けします。但し、差金決済に該当する注文は受けかねますのでご注意ください。なお、証券コネク口座を開設した場合、現物買付余力は証券口座の残高と証券コネク口座の残高を合算した金額となります。詳しくはこちらをご覧ください。

「現物買付余力」について

「現物買付余力」とは現物株の買付可能な上限金額のことであり、売買注文によりリアルタイムに増減します。

- 「現物買付余力」が満額で計算された金額が減額されます。買入注文の価格が下がる場合の価格のことをいいます。
- 指値注文の場合：指値の値×注文数量+税引手数料金額
- 成行注文の場合：当日のストップ高価格×注文数量+税引手数料金額
- (注)ストップ高価格とは、前日の終値または最終気配値等を基準値として、株価の水準によって価格制限いっぱいまで高値した場合の価格のことをいいます。
- 「現物買付余力」が増える場合
- 売り注文に対する約定毎に、売却受渡相金額(手数料、税金控除後の金額)が「現物買付余力」に反映されます。

「売却可能数量」について

お客様からお預かりしている銘柄、銘柄数範囲内で売却注文を行うことができます。

2. 取扱銘柄

当社の取扱市場・取扱銘柄は次のとおりです。

国内株式	・東京証券取引所(1部、2部、マザーズ、JASDAQ) ・証券取引所 ・国際市場取引所の当社取扱銘柄はこちら
上場投資信託	・ETF(上場投資信託) ・REIT(不動産投資信託) ・ベンチャーファンド
上場投資証券	・ETN(上場投資証券)

- 下記銘柄についてはお取り扱いしておりません。
 - 名指し・先物・短期証券取引所準拠上場銘柄
 - 日経平均株価
 - TOKYO Prime Market上場銘柄
 - カンクン・ファンド
 - 子会社連動型商品
 - 商品先物証券
 - 証券優待銘柄(非公募)上場銘柄
 - (一部を除く)国内外国株式
- ※上記の外、株の判断により、お取引を制限させていただく銘柄がございます。
- ※立倉外分売はお取り扱いしておりません。
- ※国内上場外国株式をお取引の場合は、外国証券取引口座の開設が必要です。

3. 注文方法

銘柄コード 4桁の銘柄コードを入力してください。

市場 ※「東証」は東京証券取引所を指します。

口座 特定口座を開設している場合は、買付注文時に「特定」又は「一般」のいずれか一方を選択してください。※売却の際は、口座区分をご指定いただけます。お預りしている方の口座での売却となりますのでご注意ください。

取引区分 「現物」をご選択ください

注文タイプ 「通常」又は「指値」をご指定ください。

買/売 「買」又は「売」をご指定ください。

取引数量 注文数量を入力してください。注文数量の上限はありません。また、1銘柄の1回当たりの注文金額上限は5億円となっています。(成行注文の場合は、ストップ高で約定した場合の金額を基に計算されます)

逆指値条件 逆指値注文の場合は、注文が執行される条件を入力してください。※当該銘柄の現在値、連続約定気配、特別気配のいずれかが逆指値条件に到達した場合に注文が執行されます。

指値注文のときは注文値段をご入力ください。成行注文のときは「成行」を選択してください。

注文方法	指値/成行	執行区分	注文の内容
寄成注文	寄付	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした成行注文です。前場寄付前に発注された寄成注文は、前場の寄付のみ有効となります。(後場には引き継がれません。)
引成注文	成行	引け	前引け又は大引けに執行されることを条件とした成行注文です。前引け前に発注された引成注文は、前場の引けのみ有効となります。(後場には引き継がれません。)
指値/成行	寄指注文	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした指値注文です。前場寄付前に発注された寄指注文は、前場の寄付のみ有効となります。(後場には引き継がれません。)
	引指注文	指値	前引け又は大引けに執行されることを条件とした指値注文です。前場引け前に発注された引指注文は、前場の引けのみ有効となります。(後場には引き継がれません。)
	指成注文	指値	引けまでは指値注文として扱われ、その間に約定一部でも成立しなかった場合は、自動的に引けの成行注文となります。前場引け前の「指成」注文は前場引けの板寄せ時に、前場終了後から大引け前の「指成」注文は大引けの板寄せ時に成行注文となります。
	IOC注文	指値または成行	指定した値段がそれよりも有利な相場で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。

執行区分 「寄付」、「引け」、「指成」、「IOC」を選択することができます。※デフォルトは「なし」になっています。※「逆指値」を選択した場合、「寄付」を選択することはできません。※「成行」にチェックをした場合、「指成」を選択することはできません。※「引成注文」、「引指注文」、「指成注文」を同一銘柄の売り買い注文の注文は発注できません。

有効期限 「当日限り」、「週末まで」、「日付指定」のいずれか一方を選択してください。「日付指定」の場合、1ヶ月先の応当日までの日付からご指定ください。

- 注文は「注文入力画面」、「銘柄検索」、「保存銘柄画面」(買付注文のみ)から行うことができます。
- 銘柄検索、保存銘柄画面から発注する場合、最良執行方法に基づき市場が表示されます。
- 逆指値注文におけるお客様が指定された逆指値条件への到達は、当社が契約した情報配信ベンダーの銘柄配信情報に基づいて判定いたします。情報配信ベンダーの障害又は取引所の障害等により、発注の遅延等正常な発注ができない場合がございます。また成行注文の場合、相場の変動等によりお客様の指定された注文価格と実際の約定価格との差が生じる場合がございます。予めご理解のうえをお取引ください。

4. 注文時間・取引経路

当社のホームページは原則として24時間アクセス可能です。

但し、メンテナンス時間については、会員ページのログイン不可、又は取引注文不可の場合があります。

	オンラインサービス	コールセンター
東京証券取引所	PC会員ページ・iClick様・iroid 6:30~大引け、17:00~翌3:30 その他の取引ツール 7:00~大引け、17:00~翌3:30	8:00~15:00

- ※ 当社営業日における取引時間です。
- ※ 全ての取引について、取引時間外の注文は予約注文となります。
- ※ 取引・現預は15:30まで受け付けております。17:00以降の取引・現預につきましては、翌営業日の8:30に約定されます。

取引所の取引時間

取引所	前場	後場
東京証券取引所	9:00~11:30	12:30~15:00

- 【ご注意】
 - 営業日の11:30から12:05頃までの注文の受取・取消は、取引所の処理が開始されるまで、取引中のままの表示となります(変更・取消済の表示とはなりません)。
 - 外国の金融商品取引所に上場する銘柄(東証上場銘柄)においては、前日全株終了後に設定された基準単価と、外国の主たる金融商品取引所における当日全株終了後の閉市後の最終取引価格を比較し、価格が大幅に乖離した場合、保証において基準単価が変更される場合がございます。また、基準単価の変更日においては、成行注文が禁止されます。なお、取見済みの成行注文、および基準単価変更後の情報価格を越えた注文は、失効扱いとなります。

5. 注文の変更・取消

注文を変更する方法

- 会員ページ【株式】[注文履歴(変更・取消)]の一覧表の(変更)をクリックしてください。
- 指値変更の場合は注文値段を入力してください。成行に変更する場合は成行のチェックボックスをクリックしてください。株数、市場、執行区分(寄付/引け/指成)を変更する場合は、一度注文を取消し、再度注文を行ってください。
- 逆指値注文でご指定の条件に到達していない場合、逆指値条件の値段を変更出来ます。「以上」、「以下」の指定は変更できません。ご指定の条件に到達している場合は、通常の指値注文、成行注文と同じ扱いになります。上記2.をご確認ください。
- 取引履歴番号を入力し、「注文変更」をクリックすると変更注文完了です。

注文を取消する方法

- 会員ページ【株式】[注文履歴]の一覧表の(取消)をクリックしてください。
- 取引履歴番号を入力し、「注文取消」をクリックすると取消注文完了です。

- 【ご注意】
 - タイミングによっては変更・取消が完了する前に、注文が約定する場合があります。また、取引直前の訂正・取消は、実行できない場合があります。
 - 前営業日夕方の相場監視(銘柄監視)終了後に受け付けた注文も、営業日の8:00頃より各市場に発注します。発注処理中は、一時的に変更・取消ができません。画面の表示が完了するまでお待ちください。
 - 前場に出した注文を前場引け後に変更・取消を入力した場合、12:10頃まで変更受付、取消受付のままの表示となります。(訂正済、取消済の表示とはなりません)

6. 注文失効

次の場合、お客様の注文は、有効期限内でも失効となります。

- 指値が価格制限から外れた場合。
- 指値が呼値の範囲から外れた場合。
- 執行区分で「寄付」を選択し、寄付で約定しなかった場合。
- 執行区分で「引け」を選択し、引けで約定しなかった場合。
- 執行区分で「IOC」を選択し、取引時間外に注文した場合。
- 売買単位が変更された場合。
- 制限価格が変更された場合。
- 株式分別の権利落ち日をもたまく場合。
- 株式が併合された場合。
- 買付代金即日徴収規制があった場合。(この場合、売り注文は失効となります)

- 【ご注意】
 - その他、余力不足により注文が失効となる場合があります。
 - 銘柄検索、保存銘柄画面から発注する場合、最良執行方法に基づき市場が表示されます。発注処理中は、一時的に変更・取消ができません。画面の表示が完了するまでお待ちください。
 - 逆指値注文が引け直前で到達し、その後、発注価格が取引所の一度約定となった価格よりも高値となった場合、保証において基準単価が変更される場合がございます。
 - 逆指値注文が条件に到達した場合、執行された注文は通常の成行注文、指値注文と同じ扱いになります。この際、注文の有効期限は当日限りとなり、約定しなかった場合は有効期限切れとして失効しますので、ご注意ください。
 - 1日の注文数量は、前場決済にかかわらず最大で5,000件までとなります。(注文数は現物取引、信用取引、先物オプション取引、外貨の注文数を合算します。)
 - 注文数量が5,000件を越えること、注文は受注されません。
 - 外国の金融商品取引所に上場する銘柄(東証上場銘柄)においては、前日全株終了後に設定された基準単価と、外国の主たる金融商品取引所における当日全株終了後の閉市後の最終取引価格を比較し、価格が大幅に乖離した場合、保証において基準単価が変更される場合がございます。また、基準単価の変更日においては、成行注文が禁止されます。なお、取見済みの成行注文、および基準単価変更後の情報価格を越えた注文は、失効扱いとなります。

7. 買付代金即日徴収銘柄について

買付代金即日徴収とは、新規上場株式が市場初日に売買が成立しなかった場合と、注文が殺到したときに、買付代金(現金)を当日営業日までに、買付付けた日に後場引換の振替措置のことです。

買付代金即日徴収となった場合、以下の処置がとられますのでご注意ください。

- 終日、買ひの成行注文は受付できません。
- 終日、「週末まで」の買ひ及び売付の注文は受付できません。
- 前営業日から「週末まで」の注文は失効となります。(この場合、売り注文は失効となります)
- 当日の売却代金など、受渡しが行われていない金額(余力)を含まず、現金を引当りさせていただきます。
- 証券コネク口座の余力を用いることはできません。

8. 内出来について

内出来とは発注した注文の一部のみが約定することを言います。例えば、1回の注文で10,000株を発注し、1,000株のみ約定した場合が挙げられます。

- 1回の注文で複数の約定が成立した場合、当日中であれば1約定として手数料を計算しますが、内出来のまま翌営業日に振り回された注文が翌営業日以降に約定した場合、各約定ごとにそれぞれ手数料を計算します。

9. 約定照会について

ご注文いただいたお取引の状況および結果は、会員ページ【株式】【約定履歴】をご覧ください。

10. 売買単位

株式の売買単位は銘柄によって異なります。売買単位は会員ページの銘柄検索画面に銘柄コードを入力することで調べられます。検索結果の画面に表示される売買単位をご確認ください。

11. 取引上限

1回あたりの発注限度額は5億円です。

12. 日計り取引について

日計り取引とは、同日(同受渡日)に同銘柄の買ひと売りをを行う取引のことをいいます。

- 「買→売」又は「売→買」は、差金決済取引に該当する場合があります。(下野留帳)
- 同日(同受渡日)の売買であっても、他銘柄への乗換売買「A買→A売→B買→B売→C買→C売」は可能です。

差金決済に該当する例

例1) 預かり金50万円 保有株なし

	単価	株数	約定代金	買付限度額
取引1	A銘柄 買付	500円	1,000株	500,000
取引2	A銘柄 売付	600円	1,000株	600,000
取引3	A銘柄 買付	500円	1,000株	500,000

※取引3は差金決済に該当するため、取引できません。

例2) 預かり金なし B銘柄1,000株保有

	単価	株数	約定代金	買付限度額
取引1	B銘柄 売付	1,000円	1,000株	1,000,000
取引2	B銘柄 買付	900円	1,000株	900,000
取引3	B銘柄 売却	800円	1,000株	800,000

※取引3は差金決済に該当するため、取引できません。

13. 比例配分(ストップ配分)ルールについて

ストップ高、ストップ安で比例配分が行われる場合、当社では以下の基準で定められた順に行います。

- お客様単位に注文数量を合計します。
- 注文合計数量の多いお客様から順に1単元ずつ配分を行います。
- 割当数量が無くなるまで2を繰り返します。

14. 上場投資信託・上場投資証券

当社で取り扱う上場投資信託・上場投資証券は次のとおりです。

上場投資信託

国内上場投資信託(ETF) 日経平均株価や特定指標などに連動するように運用されていて、株式市場で売買可能な投資信託です。

不動産投資信託(REIT) オフィスビルやマンションなどの不動産で運用されていて、株式市場で売買可能な投資信託です。

ベンチャーファンド ベンチャーファンドは、ベンチャー企業への新たな資金供給スキームとして、投資法人(会社型投資信託)制度を活用したもので、株式市場で売買可能な投資信託です。

上場投資証券

上場投資証券(ETN) 信用力の高い金融機関が特定の指標との連動性を保証する、株式市場で売買可能な債券です。

- ETF・REIT取扱銘柄一覧
- REIT取扱銘柄一覧

日経300株指数連動型上場投資信託は取り扱っておりません。

15. 特定口座制度

特定口座の概要

「特定口座制度」とは、金融商品取引業者がお客様に代わって、上場株式等の譲渡所得等の計算を行い、その譲渡益等を記載した「年間取引報告書」を作成し、簡易に納税できる制度のことです。「源泉徴収あり」を選択された場合、当社がお客様に代わって納税手続き等をするため確定申告は不要となります。

- 特定口座は金融商品取引業者と一つ一つ口座開設することができます。

特定口座の種類

特定口座には1. 源泉徴収ありの口座、2. 源泉徴収なしの口座の2種類があります。

- 源泉徴収ありの口座 現物売却・信用返済の約定日ごとに、当社が税額を計算し、源泉徴収して税務署へ納めます。お客様は、株式の譲渡益の申告における一切のお手続きを省略することができます。 ※ 売買損失の繰越控除を利用するためには、確定申告が必要です。(売買損失の繰越控除とは、平成15年1月以降、その年の金融商品取引業者を通じて上場株式等の譲渡益は、翌年以降も3年間繰り越すことができる制度のことです。)
- 源泉徴収なしの口座 金融商品取引業者が発行する年間の譲渡益等が記載された「年間取引報告書」により簡易な手続きで申告・納税することができます。各種特例の適用や「一般口座」ならびに他金融商品取引業者の口座との譲渡益ができません。

譲渡損失と配当金・分配金の損益通算について

特定口座の「源泉徴収あり」をご利用で、配当金受け取り方法に「株式数比例配分方式」を指定している場合、上場株式等の配当金等(国内上場株式の配当金、国内ETF・REITの分配金)について株式等の譲渡損と損益通算することができ、確定申告は原則不要となります。

- ※ 権利確定日に「株式数比例配分方式」に登録していない銘柄のみ
- ※ 国内上場外国株式の配当金(分配金)は、郵便為替(配当金受取口座)により支払われます。そのため、特定口座内での株式譲渡損失との損益通算の対象とはなりませんのでご注意ください。

お手続き方法など詳しくは配当金等と譲渡損失の損益通算を参照ください。

税額通付

税額通付は、源泉徴収ありの特定口座のみに適用されます。税額通付とは、1年に2回以上売却済した場合、前営業日までの取引で源泉徴収された所得税および住民税が、1年間で通算した譲渡益に対する税額を上回る場合、上回る部分が還付される制度です。譲渡益課税の詳細については、こちらをご覧ください。

年間取引報告書

「年間取引報告書」は、特定口座内での譲渡にかかる1年間(1月1日から12月31日)の取引内容を金融商品取引業者で計算し記載した書面です。翌年1月末日までに、会員ページ【マイページ】【電子書類閲覧】年間取引報告書欄より閲覧可能となります。一般口座のお取引に関しては、作成されませんのであらかじめご了承ください。

1. 特定口座開設者の氏名、住所、生年月日
2. 源泉徴収の有無
3. 年間の総収入金額、総取得金額および所得又は損失の額
4. 年間の源泉徴収税額

特定口座の解約

特定口座の解約は、当社指定の特定口座廃止届出書をご提出いただく必要があります。届出書のお取り寄せは電話でのみを受けます。

- ・ 解約時点で特定口座にお預かりしているものは、一般口座に振替られます。あらかじめご了承ください。
- ・ 特定口座の解約を行った場合、同年内に再度特定口座を開設することはできませんのでご注意ください。

特定管理口座について

当社に特定口座が開設されているお客様につきましては、特定口座で保有する株式が市場休止に該当した場合、特に申し出がない限り、当該株式は特定口座からの移管により、特定管理口座において保管されます。

※特定口座を開設いただいたお客様につきましては、特定管理口座も同時に申し込みいただいております。

- 【株式としての価値喪失とされるケース】
 1. 解散による清算終了(合併は除く)
 2. 破産手続開始の決定
 3. 会社更生計画に基づく100%減資
 4. 更生更生計画に基づく100%減資
 5. 特別危機管理開始決定

- ・ 解散の3年間継続期間の場合はなりません。
- ・ 特定管理口座を開設するには、特定口座を開設している必要があります。

16. 取得単価の計算方法

同一の銘柄を複数回に分けて売買した場合の取得単価の計算は以下のようになります。

1. 複数回に分けて買い付けた場合

受渡金額合計を保有数量合計で割った金額を取得単価とします。なお、小數点以下は切り上げます。

例1) 複数回に分けて買い付けた場合

約日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100

保有数量合計 10= 3+5+2
受渡金額合計 4,000= 1,300+1,600+1,100
取得単価 400= 4,000÷10

2. 一部を売却した場合

一部を売却した場合、取得単価に変化はありません。残余金額は受渡金額の合計ではなく、取得単価に残余数量を乗じて計算いたします。

例2) 一部を売却した場合

約日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300

取得単価 400
保有数量合計 8= 10-2
保有残の取得価額合計 3,200= 400×8

3. 追加で買い付けた場合

買付前の保有残の取得価額合計に、新たに買い付けた受渡金額を合計したものを、保有数量合計で割った金額を取得単価とします。

例3) 追加で買い付けた場合

約日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300
2006.8.7	買	6	600	100	3,700

保有数量合計 14= 8+6
保有残の取得価額合計 6,900= 3,200+3,700
取得単価 493= 6,900÷14(小數点以下切り上げ)

※手数料については、ザラバ中は加減されず、17時以降に加減されますので、ご注意ください。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は下記よりご参照ください。

- ・ 株式取引ルール 変更履歴

関連情報

- NISA
- 信用取引
- 入出金・振替方法
- 株式の購入

GMOCリック証券なら、すべてのサービスがひとつのID・パスワードでご利用いただけます。

今すぐ口座開設

口座開設

はじめての方へ

➢ キャンペーン・特典情報

会員サイトにログイン

ユーザーID(ユーザー名)

パスワード(パスワード)

➢ セキュリティコードを入力

ログイン

➢ ログインでお困りの方

お客様サポート

よくあるご質問

よく問い合わせ

メンテナンス情報

少額から投資を始めたい

NISA

もらって嬉しい! 少額投資のNISA

初心者にもおすすめ! 少額投資のNISA

少額から投資を始めたい

未成年口座 お取引スタート

証券用語集 調べたい金融用語をチェック

少額から投資を始めたい

少額から投資を始めたい